

愛知県企業庁週休2日工事实施要領（対照表）

企 業 庁	
新	旧
<p style="color: red;">愛知県企業庁週休2日工事实施要領</p>	<p style="color: red;"><del>完全週休2日制・週休2日制</del>工事实施要領</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、「地域の守り手」である建設業の持続的な発展のために、建設現場の労働環境改善、将来の担い手確保に向けて、愛知県企業庁が取り組む週休2日工事について、必要な事項を定め、その適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、「地域の守り手」である建設業の持続的な発展のために、建設現場の労働環境改善、将来の担い手確保に向けて、愛知県企業庁が取り組む<del>完全週休2日制・週休2日制</del>工事について、必要な事項を定め、その適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要領における用語は、次のとおり定義する。</p> <p>(1) 対象期間 完全週休2日又は週休2日に取り組む期間</p> <p>(2) 休工 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態</p> <p>(3) 祝日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(4) 工事完了日 完了通知提出日</p> <p>(5) 港湾・漁港工事 愛知県積算基準及び歩掛表【港湾・漁港・海岸編】を適用する工事</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要領における用語は、次のとおり定義する。</p> <p><del>(2) 対象期間 完全週休2日又は週休2日に取り組む期間をいう。</del></p> <p>(1) 休工 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態<del>をいう。</del></p> <p><del>(3) 完全週休2日取得率 対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合をいう。</del></p> <p><del>(4) 休日取得率 対象期間の全日数に対する休工日数(曜日及び理由にかかわらず休工した日数)の割合をいう。</del></p> <p>(5) 工事完了日 完了通知提出日<del>をいう。</del></p> <p>(6) 港湾・漁港工事 <del>諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事(浚渫工事、構造物工事)又は港湾・漁港工事に係る海岸工事をいう。</del></p>
<p>(対象工事等)</p> <p>第3条 愛知県企業庁の発注工事で、<b>単価適用日が令和6年10月1日以降の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事を除く。</b></p> <p>(1) 保全工事並びに水道工事における一般修繕工事及び設備修繕工事</p> <p>(2) 応急復旧工事</p> <p>(3) 施工期間が著しく短い工事</p> <p>(4) 小規模な現場が点在する工事</p> <p>2 「港湾・漁港工事」については、建設局の定める「愛知県週休2日工事实施要領（港湾・漁港工事編）」を準用する。</p> <p>3 公共建築工事積算基準を適用する工事については、建設局の定める「建築工事における週休2日制工事实施要領（以下「建築工事实施要領」という。）」を準用する。ただし、建築工事实施要領第8条(2)に定める工事成績評定については、本要領第8条により評価する。<b>また、2025年4月1日以降契約の工事については、建築工事实施要領第8条に定める工事成績評定により評価することとする。</b></p>	<p>(対象工事等)</p> <p>第<del>4</del>条 愛知県企業庁の発注工事で、令和6年<del>4</del>月1日以降<del>に契約する</del>全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。</p> <p>(1) 保全工事並びに水道工事における一般修繕工事及び設備修繕工事</p> <p>(2) 応急復旧工事</p> <p>(3) 施工期間が著しく短い工事</p> <p>(4) 小規模な現場が点在する工事</p> <p><del>(5) 第3条(1)ア(イ)に規定する期間等により対象期間が著しく短い工事</del></p> <p><del>2</del> 公共建築工事積算基準を適用する工事については、建設局の定める「建築工事における週休2日<del>制</del>工事实施要領（以下「建築工事实施要領」という。）」を準用する。ただし、建築工事实施要領第8条(2)に定める工事成績評定については、本要領第<del>6</del>条により評価する。</p>
<p>(形式)</p> <p>第4条 形式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日</p> <p style="color: red;">完全週休2日とは、対象期間内において「土曜日」「日曜日」「祝日」を基本の休工対象日とすることをいう。ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週(土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日)で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。</p> <p>(2) 月単位の週休2日</p> <p style="color: red;">月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月ごとにおいて休工率(休工日数/対象期間日数)が28.5%(4週8休)以上であることをいう。</p>	<p>(形式)</p> <p>第3条 形式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日<del>制</del>工事</p> <p style="color: red;"><del>完全週休2日制工事は、次の対象期間において、休工対象日に休工を実施する。</del></p>

(3) 通期の週休2日

週休2日とは、対象期間内において休工率(休工日数/対象期間日数)が28.5%(4週8休)以上であることをいう。

(対象期間)

第5条 対象期間は契約締結日の翌日(余裕期間制度を適用する場合は工事の始期)から工事完了日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。

- (1) 準備期間(契約締結日の翌日から施工開始日の前日までの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間を含む。)
- (2) 後片付け期間(施工完了日の翌日から工事完了日までの期間)
- (3) 夏季休暇(3日間)
- (4) 年末年始休暇(6日間)
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が対象外とする作業を実施する期間(施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上  
の現場作業を余儀なくされる期間)

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第6条 積算における補正係数は次のとおりとする。

- (1) 発注者は当初設計にて、補正係数表の「月単位の週休2日」の補正係数を適用する。
- (2) 「月単位の週休2日」が達成できない場合、休工状況に応じて以下の補正係数に変更する。
- (3) なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計等、外注が想定される業務については、補正の対象としない。

補正係数表

~~ア~~対象期間

~~契約締結日の翌日(余裕期間制度を適用する場合は工事の始期)から工事完了日までとする。ただし、次の期間(以下「非対象期間」という。)は対象期間から除く。なお、やむを得ず非対象期間を設定する場合は、必要最小限とし、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら、個別に週休2日に取り組めるように努めるものとする。~~

- ~~(ア) 準備期間(契約締結日の翌日(余裕期間制度を適用する場合は工事の始期)から施工開始日の前日までの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間を含む。)~~
- ~~(イ) 後片付け期間(施工完了日の翌日から工事完了日までの期間)~~
- ~~(ウ) 夏季休暇(3日間)~~
- ~~(エ) 年末年始休暇(6日間)~~
- ~~(オ) 工場製作のみの期間~~
- ~~(カ) 施工開始日が火曜日～土曜日の場合の、施工開始日を含む週~~
- ~~(キ) 施工完了日が日曜日～木曜日の場合の、施工完了日を含む週~~
- ~~(ク) 工事全体を一時中止している期間~~
- ~~(ケ) 発注者が対象外とする作業を実施する期間(施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上  
の現場作業を余儀なくされる期間)~~

~~イ~~ 休工対象日

~~原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)とする。なお、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週(土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日)で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。~~

(2) 週休2日制工事

~~週休2日制工事は、次の対象期間において、休日取得率が28.5%(4週8休)以上の休工を実施する(別紙1参照)。なお、受注者は1ヶ月単位で28.5%(4週8休)以上の日数の休工が達成できるように努めるものとする。~~

~~ア~~対象期間

~~第3条(1)アに同じ。~~

~~イ~~ 休工日の設定

~~休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認める。また、毎週土曜日を休工とするように努めるものとする。~~

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第8条 発注者は、~~対象工事の当初設計において、休日取得率が28.5%(4週8休)以上の達成を前提とした経費の補正を行い、変更設計時に休工状況に応じて補正率を変更するものとする。~~なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計等、外注が想定される業務の労務費は、補正の対象としない。

- ~~(1) 港湾・漁港工事以外の工事は、休日取得率に応じて、次のとおり休工状況を区分し、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。~~

休日取得率	21.4%以上	25%以上	28.5%以
-------	---------	-------	--------

休工状況の適用区分	月単位の週休2日(4週8休以上)※	通期の週休2日(4週8休以上)	通期の週休2日未満(補正なし)
労務費	1.04	1.02	1.00
機械経費(賃料)	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.05	1.03	1.00

※当初設計時適用補正係数(完全週休2日も同値)

- (4) 土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1による
- (5) 土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別紙2による
- (6) 下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙3による

(取組内容)

第7条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。
  - ・本要領の対象工事であるか否か
  - ・週休2日を実施しない工事の場合はその理由
  - ・対象工事の場合で、第5条(7)に該当する週休2日の対象外の作業を設定する場合はその内容
- (2) 受注者は、当初施工計画書(工場製作を伴う場合は、現場施工計画書)に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。
- (3) 受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施結果(休工日及び非対象期間を明示)を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (4) 受注者は月単位の週休2日又は通期の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (5) 発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (6) 受注者は、通期の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評定)

第8条 工事成績評定は、次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日工事  
完全週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度」において評価する。

	25%未満	28.5%未満	±
休工状況の適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

※市場単価の補正対象及び補正係数は別紙2による。

~~(2) 港湾・漁港工事は、次のとおり、休工状況が4週8休以上の場合は、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。~~

~~ただし、4週8休以上とは、契約締結日の翌日以降の最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目、5週目の土曜日から始まり8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方で工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日まで期間を設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる土曜日、日曜日、休日、夏季休暇(土曜日、日曜日、休日以外の8月の3日間)及び年末年始休暇(土曜日、日曜日、休日以外の12月下旬から1月上旬の5日間)の日数分の休工日がある場合とする(別紙3参照)。~~

休工状況の適用区分	4週8休以上
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

※市場単価の補正対象及び補正係数は別紙3による。

(取組内容)

第5条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、~~契約後、完全週休2日制工事又は週休2日制工事(以下「週休2日制工事等」という。)のいずれかを選択し、~~当初施工計画書を提出に、休工の取得計画及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。~~なお、施工開始後の形式の変更はできないものとする。~~
- (2) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により休工日及び非対象期間を明示した実施状況を提出し、監督員はこれを確認するものとする。
- (3) 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合は、受注者は、これに協力しなければならない。
- (4) 受注者は、~~休日取得率が21.4%(4週6休)以上の休工~~を達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告するものとする。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合は、この限りではない。

(工事成績評定)

第6条 工事成績評定は、次のとおりとする(別紙1参照)。

- (1) 完全週休2日工事  
~~完全週休2日制工事は、完全週休2日取得率が70%以上かつ、休日取得率が28.5%(4週8休)以上の場合、~~工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度~~7.その他~~」において評価する。

(2) 月単位の週休2日工事  
月単位の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度」において評価する。  
(令和7年4月1日以降契約の工事については評価しない。)

(3) 通期の週休2日工事  
通期の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度」において評価する。(令和7年4月1日以降契約の工事については評価しない。)

2 提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていななど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」の項目において、2点減点する。

(取組証の発行)

第9条 受注者は、取組証の発行を希望する場合には工事完了日までに監督員に申し出ること。その場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日工事取組証(様式1)を発行するものとする。

ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、取組証は発行しない。

附 則  
この要領は令和元年10月1日から施行する。  
附 則  
この要領は令和3年5月1日から施行する。  
附 則  
この要領は令和4年4月1日から施行する。  
附 則  
この要領は令和4年10月1日から施行する。  
附 則  
この要領は令和5年4月1日から施行する。  
附 則  
この要領は令和5年10月1日から施行する。  
附 則  
この要領は令和6年4月1日から施行する。  
附 則  
この要領は令和6年10月1日から施行する。

なお、受注者に完全週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」において、2点を減するものとする。

(2) 週休2日制工事  
週休2日制工事は、休日取得率が28.5%(4週8休)以上の場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度 7.その他」において評価する。

~~なお、~~受注者に週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」において、2点を減するものとする。

(取組証の発行)

~~第7条 取組証の発行は、次のとおりとする。~~

(1) 受注者は、取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに監督員に申し出るものとする。  
(2) ~~(1)の規定による受注者からの申し出があり、第6条の規定により工事成績評定において評価した場合は、~~監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証(様式1)を発行するものとする。~~なお、前条(2)に定める週休2日制工事については、月単位での週休2日取得状況を記載すること。~~

ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事は、~~工事成績評定において評価した場合であっても~~取組証は発行しない。

~~-(特記仕様書)-~~

~~第9条 発注者は、特記仕様書(施工条件)において、対象工事である旨等を明示するものとする。~~

~~・第3条(1)ア(イ)に規定する期間を設定する場合は、その内容を制約条件等の欄に追記すること。~~

附 則  
この要領は令和元年10月1日から施行する。  
附 則  
この要領は令和3年5月1日から施行する。  
附 則  
この要領は令和4年4月1日から施行する。  
附 則  
この要領は令和4年10月1日から施行する。  
附 則  
この要領は令和5年4月1日から施行する。  
附 則  
この要領は令和5年10月1日から施行する。  
附 則  
この要領は令和6年4月1日から施行する。